

自然科学研究機構基礎生物学研究所利益相反委員会規則

平成16年4月1日
基研規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構利益相反ポリシー（以下「利益相反ポリシー」という。）4.（3）に基づき、自然科学研究機構基礎生物学研究所利益相反委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 職員からの事前相談に関すること。
- 二 利益相反ポリシーに基づく利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- 三 利益相反防止に関する施策の決定に関すること。
- 四 利益相反に関する自己申告及びモニタリングに関すること。
- 五 利益相反に関する研修の実施計画の策定に関すること。
- 六 職員の自己申告又は面談等の調査に基づく大学共同利用機関法人自然科学研究機構の利益を守るための措置の決定に関すること。
- 七 その他利益相反に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者（10名以内）をもって組織する。

- 一 研究所長
 - 二 研究所の研究教育職員 若干名
 - 三 当該研究所が密接な連携及び協力をを行う岡崎共通研究施設及び生命創成探究センターの研究教育職員 若干名
 - 四 岡崎統合事務センター人事労務課長
 - 五 岡崎統合事務センター国際研究協力課長
 - 六 その他研究所長が必要と認めた者
- 2 委員会に、諮問機関として、利益相反アドバイザーをおくことができる。
 - 3 利益相反アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究所長又は研究所長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じ、利益相反アドバイザーを指名する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 国外出張者、休職者及び長期の休暇を承認された者は、前項の定足数の基礎となる数に参入しない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、利益相反管理ワーキンググループを置く。

2 前項のワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聽くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (基研規則第3号)

この規則は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。